議案第35号

備前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

備前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月20日提出

備前市長　吉　村　武　司

備前市条例第　号

備前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

備前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年備前市条例第20号)の一部を次のように改正する。

目次中「第50条」の次に「・第51条」を加える。

第7条第1項中「次条」を「次条第1項、第8条の3第2項」に改める。

第8条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第8条の2　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2　家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4　家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条の3　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第11条中「を他の」を「は、他の」に改め、「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、「、当該」を「当該」に改め、同条ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

第14条　削除

第15条第2項中「必要な措置を講じる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

第50条を第51条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第50条　家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

2　この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の備前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下次項において「改正条例」という。）第8条の2の規定の適用については、当該規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

3　改正条例第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第35号参考資料

備前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改　　正　　案	現　　行
目次	目次
第1章　総則(第1条―第22条)	第1章　総則(第1条―第22条)
第2章　家庭的保育事業(第23条―第27条)	第2章　家庭的保育事業(第23条―第27条)
第3章　小規模保育事業	第3章　小規模保育事業
第1節　通則(第28条)	第1節　通則(第28条)
第2節　小規模保育事業A型(第29条―第31条)	第2節　小規模保育事業A型(第29条―第31条)
第3節　小規模保育事業B型(第32条・第33条)	第3節　小規模保育事業B型(第32条・第33条)
第4節　小規模保育事業C型(第34条―第37条)	第4節　小規模保育事業C型(第34条―第37条)
第4章　居宅訪問型保育事業(第38条―第42条)	第4章　居宅訪問型保育事業(第38条―第42条)
第5章　事業所内保育事業(第43条―第49条)	第5章　事業所内保育事業(第43条―第49条)
第6章　雑則(第50条・第51条)	第6章　雑則(第50条　　)
附則	附則
(保育所等との連携)	(保育所等との連携)
第7条　家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われるとともに、家庭的保育事業者等	第7条　家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条　　、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われるとともに、家庭的保育事業者等

による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)～(3)　（略） 2～5　（略） （安全計画の策定等） 第8条の2　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2　家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との	による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)～(3)　（略） 2～5　（略）

連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4　家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条の3　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条　家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等と併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該　家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条　家庭的保育事業所等を他の　社会福祉施設等と併せて設置するときは　、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福

祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。	祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、家庭的保育事業所等に特有の設備及び利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。
	（懲戒に係る権限の濫用禁止）
第14条　削除	第14条　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を講じるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
（衛生管理等）	（衛生管理等）
第15条　（略）	第15条　（略）
2　家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。	2　家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。
3～5　（略）	3～5　（略）
（電磁的記録）	
第50条　家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下	

この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 (委任) 第51条　(略)	(委任) 第50条　(略)